

氏名	大谷美紀子
学位(専攻分野)	博士(法学)
学位記番号	博法公乙 第3号
学位授与の日付	2020年3月7日
学位授与の要件	学位規則(昭和28年4月1日 文部省令第9号) 第4条第2項該当
学位論文題目	国際人権法・人道法違反の子ども被害者の救済を受ける権利
論文審査委員	主査教授 申 恵 豊 副査教授 高 佐 智 美 副査教授 大 沢 光 副査 明治学院大学教授 阿 部 浩 己

論文の内容の要旨

大谷美紀子

1 本稿の問題意識と目的

「権利あるところに救済あり」というよく知られた法諺は、国際人権法・人道法違反の被害者にとっては、レトリックでしかなかった。国家が国際違法行為によって生じた損害に対して国際法上賠償義務を負うことが、常設国際司法裁判所のホルジョウ工場事件判決(1927年)によって宣言され、国家責任法理に関する慣習法を法典化した国家責任条文が採択されても、被害者個人が救済を受ける権利は、実体的権利としても手続的権利としても、一般国際法においては承認されてこなかったのである。

しかしながら、第二次世界大戦後に、個人の人権を保障し、締約国による条約の国内的实施を条約機関によって監視する国際的実施制度を備えた普遍的及び地域的人権条約が採択され、国際人権法が本格的に形成されていく中で、条約上の権利を侵害された被害者が救済を受ける権利は、条約中に規定され、また、各条約中の明文規定や条約の解釈を通じて、条約上の権利として確立していった。また、被害者が国内において救済が得られなかった場合に、条約機関に対して条約違反について申立を行なう

ことを認める個人通報制度が創設され、個人は、国際人権条約に基づき、救済を受ける実体的及び手続的権利を国内で保障されるだけでなく、国際的な救済のための手続的権利を持つことになった。

このような、国際人権法分野における国際人権法違反の被害者の救済を受ける権利の確立と、国際的な救済のための手続的権利の創設は、国際人道法と国際人権法の密接な関連と相互の補完性の認識の高まりの中で、国際人権法・人道法違反の被害者の救済を受ける権利が一体として議論される傾向をもたらした。また、国際人権法と国際人道法が重疊的に適用される場面では、国際人道法違反の被害者の救済を受ける権利が、国際人権法を法的根拠として救済を受ける権利を主張し、また、国際人権法上の個人通報制度を通して、実質的に強化されることとなった。

さらに、重大な国際人権法・人道法違反の行為を国際犯罪として加害者個人を訴追・処罰する国際刑事裁判の発展の中で、刑事司法分野における犯罪被害者の権利についての認識の高まりと国際的・地域的文書による規範化の流れと、国際人権法・人道法違反の被害者の救済を受ける権利への関心の高まりとの流れが合わさって、国際刑事法においても被害者の救済を受ける権利の承認へとつながり、国際刑事裁判所における被害者賠償制度の創設へとつながった。このことによって、一定の範囲ではあるが、重大な国際人権法・人道法違反の被害者にとっては、救済の内容に含まれる加害者の処罰が徹底されるという点で、また、国際刑事裁判の中で賠償を請求する権利が付与されたという点で、救済を受ける権利が強化された。

このように、国際人権法・人道法違反の被害者の救済を受ける権利は、国際人権法・国際人道法・国際刑事法という相互に関連し合う三つの法分野で影響し合いながら発展してきたが、2005年に国連総会が採択した「重大な国際人権法・人道法違反の被害者の救済・賠償を受ける権利に関する基本原則・ガイドライン」は、それまでの各法分野において発展してきた規範が融合されて包括的に提示された重要な文書である。一般国際法における国家責任の解除としての賠償と、被害者の救済を受ける権利とは、その文脈や視点が異なるにもかかわらず、同じ用語や概念が用いられてきた中で、基本原則・ガイドラインが、被害者の権利の視点から規範を整理し提示したことの意味は大きく、その後の国際人権法・人道法違反の被害者の救済を受ける権利のさらなる発展に影響を与えている。

このような目覚ましい救済を受ける権利の実体的および手続的権利の発展の中で、国際人権法・人道法違反の被害者である子ども（子ども被害者）の救済を受ける権利

についても、規範的および手続的な発展が見られるようになってきた。子どもの権利に関する条約には、救済の権利に関する一般的な規定は置かれなかったが、子どもの権利委員会による国際的実施制度の実行により、子ども被害者の救済を受ける権利の規範の明確化と発展が見られる。また、子どもの権利条約に個人通報制度が創設されたことによって、子ども被害者の救済のための国際的な手続的権利が強化された。

しかしながら、このような規範的発展および国際的な手続的権利の強化にもかかわらず、子ども被害者の救済を受ける権利の実態は、実現からは程遠い状況にある。武力紛争状況で命を失う子ども、学校への攻撃や、移民である子どもの収容、人身取引の被害に遭う子ども、児童婚等、子どもの人権侵害の実態に関する報告は多数あるが、被害者である子どもの救済の権利に焦点を当てた議論や研究は多くない。しかも、子どもが国際人権法・人道法違反の行為によって被害を受けている実態の規模や深刻さに比して、子ども被害者については、常にその「保護」の必要性は強調されるが、子ども被害者の「救済および賠償を受ける権利」への関心は必ずしも高くない。子どものジャスティスへのアクセスや、子どもにやさしい司法が語られる時も、関心の中心は、もっぱら、法を犯した、あるいは、犯罪の被害者や証人としての子どもの刑事事件手続における取扱いや、子の監護紛争に関する家事事件手続における子どもの取扱いのように、「司法制度と関わることになった子ども」であった。また、国際条約機関の判例法・先例法では、締約国による殺害・拷問・強制失踪等の国際人権法・人道法違反の被害者の子どもの救済の問題が扱われたり、退去強制や監護・面会交流に関する国際人権法違反の行為によって親子が一体の被害者として扱われる事件は散見されるが、子ども被害者についての独自の賠償が検討されてきた訳ではない。さらに、国際人権法・人道法違反の被害者の救済を受ける権利の規範的発展や手続的強化を背景として、学術的な関心も高く、豊富な先行研究が存するが、子ども被害者に注目した事例の分析や理論的な考察は必ずしも多くはなかった。

このような状況を背景として、特に、子どもの権利条約の個人通報制度が2014年に発効して運用が始まり、少しずつ違反認定の事例が出始めた揺籃期であるこの時期に、国際人権法・人道法違反の被害者の救済を受ける権利に関するこれまでの規範の発展や議論を踏まえて、特に、国際人権法・人道法違反の直接の被害者である子どもが、子どもの権利条約の個人通報制度の下で付与されるべき賠償の適切な内容や、子ども被害者の救済という観点からみた同制度の手続のあり方について、改めて整理し考察しておくことの意味は大きい。

2 本稿の構成ならびに各章の要約

以上の問題意識から、本稿は、研究の主題である「国際人権法・人道法違反の子ども被害者の救済を受ける権利」について、国際人権法・人道法違反の被害者の救済を受ける権利の規範的發展、関連の国際判例法・先例法、他の国際人権条約機関の個人通報制度の運用等の検討を通して得た示唆を基にして、子ども被害者の救済を受ける権利の実現のための特別の課題について考察すると共に、子どもの権利条約の個人通報制度の発展に資する視点を提供することを目的とする。

本稿は、問題意識の背景と主題の位置付け、および、本稿が研究の対象とした問題の範囲と、本稿の構成を述べた序論の章と、第1ないし第7の章から構成される。

第1章から第5章までは、国際人権法・人道法違反の被害者が子どもである場合の救済を受ける権利に着目して考察するための前提として、まず、被害者一般の救済を受ける権利について考察するものである。まず、第1章では、出発点として、一般国際法における被害者の救済について検討する。一般国際法における被害者の救済は、国際違法行為についての国家責任の解除として行われ、被害者個人が救済を受ける権利を有する訳ではない。しかしながら、その実行を通じて発展してきた賠償に関する規範が、国際人権法・人道法違反の被害者の救済を受ける権利の構築と発展に反映されている。このため、まず、国際人権法・人道法違反の被害者の救済と国家責任法理の関係を確認したうえで、関連する国際法判例を概観し、国家責任条文を検討する。以上を踏まえて、国際人権法・人道法違反の被害者の救済を受ける権利への示唆を論ずる。第2章では、国際人権法・人道法違反の被害者の救済を受ける権利の観点から、国際人権法・国際人道法・国際刑事法の3つの法分野の関連性を明らかにしたうえで、それぞれの法分野における被害者の救済を受ける権利の発展を概観し、基本原則・ガイドラインにおいて、第1章で検討した一般国際法を源流としながら、国際人権法・国際人道法・国際刑事法の各分野において発展してきた被害者の救済を受ける権利に関する規範が統合されたことを明らかにする。第3章および第4章は、国際人権法・人道法違反の被害者の救済を受ける権利の法源及び国際的手続の中心である国際人権法に焦点を当てる。第3章では、国際人権法における被害者の救済を受ける権利が、国際人権条約機関による国際的実施制度の下で規範的に発展してきたことから、国際人権条約の国際的実施制度を概観し、地域人権条約と普遍的人権条約の国際的実施制度の特徴を確認したうえで、各制度の下での被害者の救済を受ける権利の発展について考察する。第4章では、各国際人権条約について設けられた個人通報制度について、

国際人権条約違反の被害者の救済のための国際的手続であるという観点から、個人通報制度が果たす役割に注目し、制度の概要を確認したうえで、普遍的人権条約および地域人権条約における個人通報制度のそれぞれの特徴に着目しながら、国連人権条約機関の個人通報制度における救済の勧告の実行について検討する。第5章は、国際人権法・人道法違反の被害者の救済を受ける権利を国際刑事法分野において実現するものと言える、国際刑事裁判所における被害者の救済を受ける権利について、被害者賠償制度を取り上げ、被害者に対する賠償に関する国際刑事裁判所の判決を検討する。

以上の検討を踏まえて、第6章および第7章において、本稿の主題である国際人権法・人道法違反の子ども被害者の救済を受ける権利について考察する。第6章では、子どもの権利条約の規定と同条約の国際的実施制度における規範的および手続的発展の検討に加えて、他の国際条約機関の個人通報制度の下で子ども被害者に対する救済がどのように扱われてきたかに着目して検討し、国連の条約機関以外の人権機関による子ども被害者の救済への関心の高まりにも触れたうえで、子ども被害者が救済を受ける権利の国内レベルで実現する際の障害について検討し、その視点から、国際的レベルにおける救済の権利の実現の課題について考察する。第7章は、第6章で考察した結果を踏まえて、子どもの権利条約の個人通報制度の発展のために視点を提供する目的で、今後の検討課題を結論として提示する。

審査の結果の要旨

「国際人権法・人道法違反の子ども被害者の救済を受ける権利」と題する大谷美紀子氏（以下、申請者）の学位申請論文について、審査委員会は以下の通り報告する。

1. 本論文の主題と構成

本論文は、国際人権法・国際人道法・国際刑事法における被害者の救済を受ける権利をめぐって、現代国際法においてみられる規範的展開と実行の発展を、被害者が子ども（18歳未満の者）である場合に焦点を当てて論じたものである。

本論文の構成は以下の通りである（全161頁。目次・参考文献リストを除く）。

序論

第1章 一般国際法における被害者の救済

1 国際裁判所判例

- 2 国家責任条文
 - 3 国際人権法・人道法違反の被害者の救済を受ける権利への示唆
 - 4 小括
- 第2章 国際人権法・国際人道法・国際刑事法における被害者の救済を受ける権利の発展
- 1 国際人道法違反の被害者の救済を受ける権利
 - 2 国際刑事法分野における被害者の救済を受ける権利の発展
 - 3 国際人権法違反の被害者の救済を受ける権利
 - 4 国際人権法・人道法違反の被害者の救済を受ける権利と三つの法分野の関連性
 - 5 基本原則・ガイドライン
 - 6 小括
- 第3章 国際人権法における被害者の救済を受ける権利とその規範的発展
- 1 国際人権条約機関による国際的実施制度と規範の発展
 - 2 普遍的国際人権条約における救済を受ける権利とその発展
 - 3 地域的人権条約における救済を受ける権利とその規範的発展
 - 4 小括
- 第4章 国際人権法における被害者の救済のための国際的手続
- 1 個人通報制度による被害者救済の実現
 - 2 普遍的な人権条約の個人通報制度
 - 3 地域的人権条約の個人通報制度
 - 4 国連人権機関の通報制度
 - 5 小括
- 第5章 国際刑事裁判所における被害者の救済を受ける権利
- 1 国際刑事裁判所における被害者賠償制度の創設
 - 2 修復的正義の観点からの意義
 - 3 国際刑事裁判所における被害者賠償制度
 - 4 賠償判決
 - 5 小括
- 第6章 国際人権法・人道法違反の被害者の救済を受ける権利
- 1 子どもの権利条約における子ども被害者の救済を受ける権利
 - 2 他の国際人権条約およびその条約機関の実行における子ども被害者の救済の権

利

- 3 条約機関以外の国連人権機関による子ども被害者の救済の権利の規範的發展
- 4 国際刑事裁判所の被害者賠償制度による子ども被害者の救済
- 5 子ども被害者の救済を受ける権利を国内で実現するうえでの障害
- 6 子ども被害者の救済を受ける権利の国際的レベルでの実現における課題
- 7 小括

第7章 子どもの権利条約の個人通報制度の運用への示唆

2. 本論文の内容

第二次世界大戦後の国際法においては、国際法上の権利を侵害された被害者が救済を受けることが個人の権利として承認されるようになった国際人権法の発展、及び、犯罪被害者に対して賠償による救済を図っている国際刑事法の発展を土台として、国際人権法及び国際人道法の被害者が救済を受ける権利に関する規範が發展している。申請者は、2005年に国連総会で採択された「国際人権法及び国際人道法の重大な違反の被害者のための救済及び賠償を受ける権利に関する基本原則及びガイドライン（以下、「基本原則・ガイドライン」）は、国際人権・人道・刑事法の各分野で發展してきた、被害者が救済を受ける権利に関する国際規範を、重大な国際人権法・人道法違反被害者が救済を受ける権利という枠組みの下で統合・凝縮したものとみる。他方で、国際人権法・人道法違反の子ども（以下、子ども被害者）が救済を受ける権利については、受ける被害の深刻さに比して関心が高くないことにふれ、子ども被害者にとっての救済のあり方や救済にあたっての障害を、被害者自身の意向（子どもの権利条約12条）や子どもの最善の利益原則（同3条）を含めた子どもの人権の観点から考察する必要性を序論で提起する。そして、そのような考察が、運用が始まったばかりの子どもの権利条約個人通報制度においても活かされる必要があるとする。

第1章は、一般国際法における、国際違法行為に対する国家責任をめぐる国際判例や学説を概観し、被害者個人が賠償を受ける権利の位置づけについて確認した章である。特に、2001年に国連国際法委員会が、一般国際法における国家責任法理の法典化として採択した国家責任条文は、国家による国際法違反の法的帰結に関する慣習法規則を体系的にまとめたものであるが、そこでは、国家の賠償義務の相手が被害者個人であることは排除されていない。申請者はこの点、「国際人権法においては、個人通報制度が、被害者個人の救済のために国際的な手続的権利を付与しているのであるか

ら、一般国際法における国家責任の内容としての賠償義務の規範的發展が、個人通報制度の下で、個人に付与されるべき国家の賠償義務の決定に影響を与え、反映されていく可能性がある」と指摘する。

第2章は、国際人権法・国際人道法・国際刑事法における被害者の救済を受ける権利に関する規範が相互的に發展する中で、1980年代以降の国連人権委員会・小委員会における特別報告者らの諸研究やそれに対する国連加盟国・NGOの協議を経て、2005年に「基本原則・ガイドライン」が採択されるに至ったこととその意義について述べる。基本原則・ガイドラインは、国際人権法及び人道法を尊重し、尊重を確保し、実施する義務には、違反の効果的な調査及び責任者処罰、被害者に対するジャスティス（これは、「司法」よりも広義で使われているため、申請者はジャスティスと表記している）への効果的なアクセスの付与、及び被害者に対する賠償（reparation）を含む効果的な救済（remedies）の付与が含まれること、また、重大な国際人権法・人道法違反が国際法上の犯罪にあたる場合には、国家は調査及び訴追・処罰の義務があることを規定する。賠償には、原状回復（restitution）、金銭賠償（compensation）、リハビリテーション、満足（satisfaction）、再発防止の保証が含まれる。申請者は、規範的發展という観点からみた基本原則・ガイドラインの意義として、第一に、用いられている用語は一般国際法における国家責任法と共通する部分はあるが、それが被害者の権利の観点からまとめられている点、第二に、被害者の救済は、国際人権法・人道法の尊重確保義務から生じるという一般的な根拠を示したことを挙げる。そのことは、条約の救済についての具体的な規定があるかどうかを問わないことを意味する。

第3章は、国際人権法における被害者の救済を受ける権利について、各人権条約の規定、及びそれぞれの条約機関の実行による解釈の發展を示した章である。普遍的人権条約では社会権規約・自由権規約・女性差別撤廃条約・拷問等禁止条約・障害者権利条約・人種差別撤廃条約・移住労働者権利条約、地域的人権条約では欧州人権条約・米州人権条約・アフリカ人権憲章のそれぞれについて、条約の規定及び、被害者が救済を受ける権利に関して条約機関が（「一般的意見」や「一般的勧告」において、又は、裁判所のある条約の場合には判例法で）明らかにしてきた規範的内容の展開について概観している。

続いて第4章では、普遍的・地域的人権条約の個人通報制度が果たしている役割や、条約違反を認定した場合に条約機関が行っている救済命令ないし勧告を検討する。ここでは、普遍的人権条約の条約機関（自由権規約委員会、人種差別撤廃委員会、拷問

等禁止委員会、女性差別撤廃委員会、社会権規約委員会、障害者権利委員会、強制失踪委員会)、及び地域的人権条約(欧州人権条約、米州人権条約、アフリカ人権憲章)の条約機関がそれぞれ実際の事案で命令ないし勧告している救済措置の内容について検討している。普遍的人権条約で最も長く個人通報制度運用歴をもつ自由権規約委員会は、その先例法をふまえ、規約上の権利が侵害された個人に対する賠償に関するガイドラインを2016年に採択しており、被害者に対する原状回復、金銭賠償、リハビリテーション、満足、再発防止措置を内容とする措置を勧告するとしている。欧州人権裁判所は1959年の発足以来の判例法を蓄積させているが、条約上、被害者に対して「公正な満足」を付与することが認められており、金額を定めて金銭賠償を命ずるケースが多い。米州人権裁判所でも、最も頻繁に命じられるのは金銭賠償であるが、その他に事案に応じて原状回復、満足、再発防止の保証を含む様々な救済措置を命じており、違法な抑留によって勉学を妨げられた被害者の「人生の計画」に対する賠償に加えて勉学遂行のための奨学金の確保を命じた事案も存在する。

第5章は、被害者賠償制度が定められている国際刑事裁判所(ICC)に関して、この制度が修復的正義の観点からもつ意義や、実際に被害者賠償に関する決定が下された例を取り上げている。ICC規程は79条で、被害者とその家族のための信託基金の設置について定める。コンゴ民主共和国の事態に関するルバンガ事件でICCは2014年、子ども兵士の徴集・使用という戦争犯罪でルバンガ氏を有罪とし、その被害者賠償に関する第一審判決では、被害者賠償制度が懲罰的司法を超えて被害者に効果的な救済を提供する必要性を反映したものであるという意義に言及している。他方で、第一審も上訴審も、被害者個人への金銭賠償は認めず、被害者信託基金を通じての賠償という形態を選択した。

第6章は、以上の検討をふまえ、国際人権法・人道法違反の子ども被害者の救済を受ける権利について考察した章で、本論文の要となる部分である。子どもの権利条約及び選択議定書の規定、並びに子どもの権利委員会の活動による規範的發展に加えて、他の人権条約機関の実行で子ども被害者の救済がどのように扱われているかが詳細に検討されている。

申請者は、子どもの権利条約の中には救済について明記した規定がなく、起草過程をみても、子ども自身が権利主体として救済を受ける権利をもつべきとは考えられていなかったように思われる、とする。しかし、その後子ども売買選択議定書の規定では飛躍的な發展がみられるほか、報告制度における子どもの権利委員会の一般的意

見でも救済の権利は常に言及されている。さらに、救済を重視する国際人権法の発展の中で、個人通報制度を定める選択議定書も採択され、2014年の発効後すでにいくつかの通報事案がある。

他の人権条約の実行として、申請者はまず、豊富な判例法をもつ欧州人権裁判所に関して、子ども被害者が含まれる事案で裁判所が条約違反を認定した場合の救済内容を詳細に分析する。その結果、同裁判所の判決では、違反認定それ自体が公正な満足として十分であるという理由で金銭賠償を命じなかったり、また、子どもと大人被害者からなる家族というユニットに対して合計額の損害賠償を命じたりするものがあることを明らかにしている。他方で、米州人権裁判所では、路上生活をしていた少年らが国の治安部隊によって強制失踪・拷問・殺害等の人権侵害を受けた事件（ストリートチルドレン対グアテマラ事件）など深刻な事案が付託されることも多いところ、子どもが亡くなっている場合には金銭賠償の認定においては子どもの損害及び逸失利益を認め近親者が相続したものとして賠償を命じるなど、子どもを独立の法主体として捉えていることが見て取れるとする。さらに、米州人権裁判所の判例法では、金銭賠償の他にも、満足及び再発防止として様々な措置（上記の事件では立法措置、責任者の捜査・処罰、遺体の返還、教育センターに被害者の名前をつけること等）が命じられていることを示す。さらに米州人権裁判所の判例法では、人権侵害の被害者が子どもや若者であった場合に、逸失利益や、後遺障害により生じる財産的損害とは別に、様々な可能性を秘めた人生そのものが失われてしまったことを含意して、「人生の計画」の破壊についての賠償を認めることがある点を申請者は積極的に評価する。

自由権規約委員会も、1977年に運用を開始した個人通報制度の下で先例法理を蓄積しているが、申請者は、子ども被害者がかかわる事件の多くは、両親の離婚や別居に伴う子どもとの面会交流や、退去強制などによる親子分離との関連で家族の保護（23条1項）や子どもの保護（24条1項）違反が争われたものなどである一方、それ以外にも、子ども自身に対する逮捕・拘禁や性的暴力などの権利を子ども被害者が申立てたものも相当数あるとして、6章はそれらの事案を詳しく分析している。申請者は、自由権規約委員会は、子ども単独の権利侵害が扱われた通報事件でも、金銭賠償を含む効果的救済の付与を勧告してきたが、申立人が被害を受けた当時子どもであったこと、及び、子ども被害者が求めた救済の内容が、救済に関する委員会の判断（無料の医療の提供などのほか、教育的支援の提供を含む満足の措置を勧告した例）において考慮されているとみられる事例もあるとする。

この章ではさらに、関連する先行研究（Child Rights International Network, CRINの報告書など）を参照しつつ、子ども被害者の救済を受ける権利を国内で実現する上での障害と、この権利の国際的レベルでの実現における課題が論じられる。国内的には、子どもの権利条約が各国で与えられている法的地位（効力や、直接適用可能性）、裁判手続における子どもの関与の取扱い、救済手続に対する子どものアクセスなどが問題となるが、これらに関する状況は国によって大きく異なる。国際的平面の課題としては、救済手続の利用可能性などの手続的問題のほか、子どもに対する適切な賠償の形態・内容とは何かという実体的な内容が最も重要であると申請者は言う。一般国際法における国家責任の解除には原状回復がまず挙げられるが、子ども被害者の場合には、人権侵害の原因を除去しないままに人権侵害以前の状態に単に戻すという原状回復は適切でないことがある。また、金銭賠償は認められるのが一般的であるが、子ども被害者の場合には直接に金銭を付与することは適切でないと考えられ、将来にわたるリハビリテーションや奨学金の付与などの、被害者の実情をふまえた賠償のあり方を検討する必要があるとする。

終章の第7章は、以上の考察をふまえ、国際人権法・人道法違反の子ども被害者の救済を受ける権利の実現における特別の課題への考慮から、子どもの権利委員会によって運用される子どもの権利条約個人通報制度に対する示唆を明らかにする。申請者は、子ども被害者の意見を考慮し参加を確保する制度の工夫の必要性、救済の権利を国内的レベルで実現するための適切な勧告の重要性などを挙げ、特に、国際的手続にかかる時間の経過からすれば、救済の権利を国内レベルで実現することが重要であるとする。そして、子どもの権利条約によって権利の主体であることが確認された子どもが、真に権利を享受するためには、権利実現のための取組みと同時に、事後的救済のみならず再発防止の目的ももつ効果的救済の権利の実現に力を注いでいくことが重要であると締めくくっている。

3. 本論文の評価

子どもの権利条約は、子どもが人権の主体であることを明確に認め、子どもの権利を包括的に規定した条約であるが、条約上の権利が侵害された場合の救済の権利については明文規定がなく、国際的手続として委員会に個人通報を行う制度も、2011年の選択議定書で導入された。他方で、国際人権法の違反の被害者が救済を受ける権利については、1948年の世界人権宣言の原則を一つの源流として、特に1980年代以降の一

連の規範的（各種宣言や条約）・実践的（条約機関の実行や ICC の創設・活動）発展を通して、国際人権法・人道法・刑事法にまたがる形で顕著な展開をみてきた。人権条約機関が条約違反を認定する場合、金銭賠償などの救済は被害者個人に対して命じられ又は勧告されるのであり、国家間で処理されてきた伝統的な一般国際法の枠組みはそこでは大きく変更されている。

本論文は、このような現代国際法の発展に鑑み、子どもが被害者である場合に注目して、国際人権法・人道法違反の子ども被害者が救済を受ける権利の実現の現状と課題を考察した浩瀚な研究成果である。人権侵害に対して救済を受ける権利は、今日の国際法学で多数の研究者が取組んでいるテーマの一つであるが、子ども被害者に注目したものは少なく、とりわけ、国際人権法・人道法・刑事法という関連分野すべてを視野に入れて子ども被害者の救済を包括的・体系的に検討したものはほとんど見当たらないと言ってよい。

その意味で本論文の視座はそれ自体貴重であるが、本論文は、一般国際法における国家責任の解除のあり方から入り（第1章）、国際人権法・人道法・刑事法において被害者が救済を受ける権利がどのような規範的發展と実際の適用をみてきたかを丁寧に示した上で（第2章～第5章）、第6章では子どもに焦点を当てて、人権条約機関や ICC の実行を丹念に検証し、最後に子ども被害者の救済をめぐる国内的・国際的な課題について考察している。特に、欧州人権裁判所や米州人権裁判所、自由権規約委員会等の諸人権条約機関の先例法・判例法を詳細に検討し分析を加えた箇所は、圧巻というべき内容である。子ども被害者の救済を受ける権利に関する国内的・国際的両レベルでの課題に関する第6章及び第7章の論旨も、子ども被害者の人権救済とはいかにあるべきなのか、またその実現における国際的手続と国内救済との関係の重要性に論及した説得的な内容である。

本論文に、物足りない点がないとは言えない。例えば、子どもの権利条約において子どもが人権主体として正面から認められたことの背景や歴史的意義についてももう少し詳細に言及することや、国家の外交的保護という制度が今日では個人の人権救済のために用いられることもあることについても述べるのが望ましかった。しかしこれらの点は、上に述べたような本論文の意義を損なうものではない。

以上述べてきたことから、審査委員一同は、大谷美紀子氏の本論文が博士（法学）の学位を授与されるに値すると判定する。